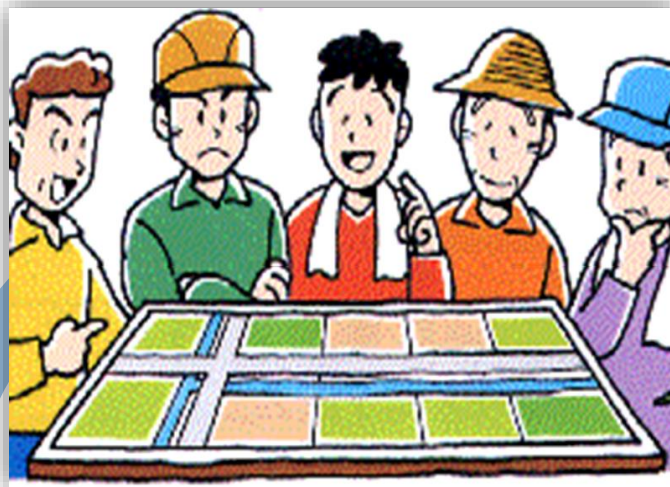


就農に利用できる制度集



もくじ

1. 問合せ先別索引	2
2. ステップ別索引	3
3. 目的別索引	4
4. 各制度概要	5

問合せ先別索引

1. 洲本市役所が受付窓口となる制度

(就農者・就農希望者向けの制度)

1-1. 親方制度	5
1-2. 農地中間管理事業	5
1-3. 経営継承・発展支援事業	6
1-4. 強い農業・担い手づくり総合支援交付金	6
1-5. 堆肥流通助成事業	7
1-6. 但馬牛生産基盤強化整備事業	7
1-7. 「ひょうごの酪農」生産基盤強化事業	8
1-8. 青年等就農計画制度	9

2. 南淡路農業改良普及センターが受付窓口となる制度

(就農者・就農希望者の受入側向けの制度)

2-1. ひょうごの農トライアル事業	10
2-2. 地域の担い手応援定着事業	10

3. 日本政策金融公庫が受付窓口となる制度

(就農者・就農希望者向けの制度)

3-1. 青年等就農資金	11
--------------	----

4. 洲本農林水産振興事務所が受付窓口となる制度

(就農者・就農希望者向けの制度)

4-1. 農業施設貸与事業	12
4-2. 田舎暮らし農園施設整備支援事業	12
4-3. 「ひょうごの酪農」生産力アップ推進事業	13

5. ひょうご農林機構が受付窓口となる制度

(就農者・就農希望者向けの制度)

5-1. 若手農業後継者経営安定化促進支援	14
5-2. 青年農業士経営発展支援	14
1-2. 農地中間管理事業(再掲)	5

6. JA淡路日の出が受付窓口となる制度

(就農者・就農希望者向けの制度)

6-1. 但馬牛繁殖経営安定対策事業	15
6-2. 野菜価格安定対策事業	15
6-3. 農機レンタル	16
6-4. 労災保険特別加入	16
6-5. 親元新規就農早期経営安定支援	17
6-6. 農産物直売	17

ステップ別索引

就農までのステップ



①相談の段階で利用できる制度

洲本市内で就農を希望される方向けに、南淡路農業改良普及センターや淡路日の出農業協同組合と連携し、合同の就農相談会を定期的に開催しています。

予約制のため、参加希望の方は、洲本市HPからお申込みください。

▼開催日程・申込はコチラ▼



②体験研修や③実践研修の段階で利用できる制度
(就農者・就農希望者向けの制度)

1-1. 親方制度	5
-----------	---

(就農者・就農希望者の受入側向けの制度)

2-1. ひょうごの農トライアル事業	10
--------------------	----

④就農準備の段階で利用できる制度
(就農者・就農希望者向けの制度)

1-2. 農地中間管理事業	5
1-6. 但馬牛生産基盤強化整備事業	7
1-7. 「ひょうごの酪農」生産基盤強化事業	8
1-8. 青年等就農計画制度	9

⑤就農や⑥経営確立の段階で利用できる制度
(就農者・就農希望者向けの制度)

1-2. 農地中間管理事業(再掲)	5
1-3. 経営継承・発展支援事業	6
1-4. 強い農業・担い手づくり総合支援交付金	6
1-5. 堆肥流通助成事業	7
3-1. 青年等就農資金	11
4-1. 農業施設貸与事業	12
4-3. 「ひょうごの酪農」生産力アップ推進事業	13
5-1. 若手農業後継者経営安定化促進支援	14
5-2. 青年農業士経営発展支援	14
6-1. 但馬牛繁殖経営安定対策事業	15
6-2. 野菜価格安定対策事業	15
6-3. 農機レンタル	16
6-4. 労災保険特別加入	16
6-5. 親元新規就農早期経営安定支援	17
6-5. 農産物直売	17

(就農者・就農希望者の受入側向けの制度)

2-2. 地域の担い手応援定着事業	10
-------------------	----

目的別索引

◆技術習得に利用できる制度 (就農者・就農希望者向けの制度)	
1-1. 親方制度	5
(就農者・就農希望者の受入側向けの制度)	
2-1. ひょうごの農トライアル事業	10
2-2. 地域の担い手応援定着事業	10
◆資金調達に利用できる制度 (就農者・就農希望者向けの制度)	
3-1. 青年等就農資金	11
◆販路開拓に利用できる制度 (就農者・就農希望者向けの制度)	
6-5. 農産物直売	17
◆その他の制度 (就農者・就農希望者向けの制度)	
1-8. 青年等就農計画制度	9
6-2. 野菜価格安定対策事業	15
6-4. 労災保険特別加入	16

◆施設・機械・資材の導入に利用できる制度 (就農者・就農希望者向けの制度)	
1-3. 経営継承・発展支援事業	6
1-4. 強い農業・担い手づくり総合支援交付金	6
1-5. 堆肥流通助成事業	7
1-6. 但馬牛生産基盤強化整備事業	7
1-7. 「ひょうごの酪農」生産基盤強化事業	8
4-1. 農業施設貸与事業	12
4-2. 田舎暮らし農園施設整備支援事業	12
4-3. 「ひょうごの酪農」生産力アップ推進事業	13
5-1. 若手農業後継者経営安定化促進支援	14
5-2. 青年農業士経営発展支援	14
6-1. 但馬牛繁殖経営安定対策事業	15
6-3. 農機レンタル	16
6-5. 親元新規就農早期経営安定支援	17

1. 洲本市役所が受付窓口となる制度（就農者・就農希望者向けの制度）

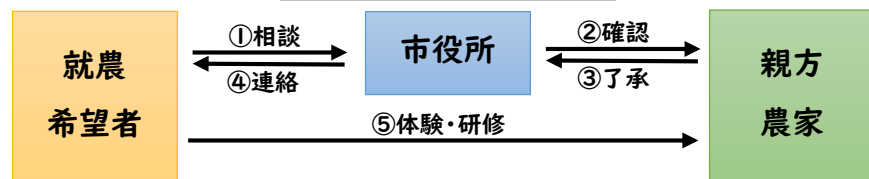
受付時期：随時相談

市独自事業

1-1. 親方制度

就農希望者に農業体験（1週間程度）や実践的な研修（2年以上）をしてもらうため、親方農家（次世代の農家を育てたいと考えている市内農家）をマッチングする制度。

● マッチングの流れ ●



● 就農相談でお伺いする主な質問 ●

市役所が就農相談を受ける場合は、ご本人にとって就農までに必要な研修や調整事項等を整理し、親方農家とのマッチングや、行政側としてどのようなサポートがあり得るかを検討するため、以下のような質問をします。

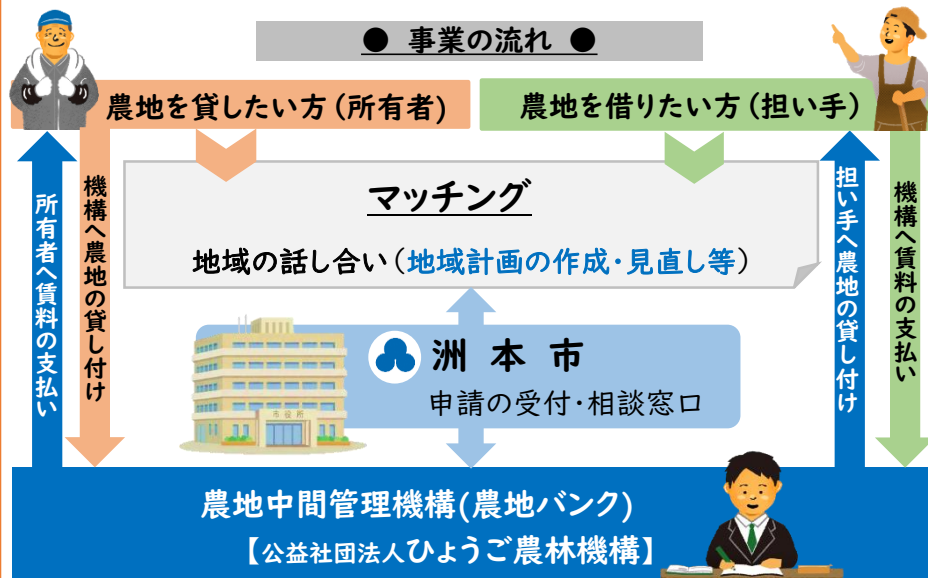
- 1.氏名・生年月日・現住所・電話番号・メールアドレス
- 2.経歴（学歴・職歴）
- 3.家族構成（就農に対する家族からの同意・協力の見込み）
- 4.自己資金（生活資金と農業に必要な資金の確保状況）
- 5.実家が農家か否か（農家の場合は、規模や品目、所有施設・機械等）
- 6.本人の農業経験
- 7.本人の保有資格（運転免許、その他）
- 8.就農の動機
- 9.就農の方向性・イメージ（専業／兼業、独立／雇用、品目等）
- 10.就農の希望時期
- 11.就農の希望地
- 12.就農にあたって必要な住居の確保状況・用途の有無
- 13.その他

受付時期：随時相談

ひょうご農林機構事業

1-2. 農地中間管理事業

公益社団法人ひょうご農林機構を通じて、まとまった農地を借り受けられる。



● 機構から農地を借り受けできる方の要件 ●

- ✓ 地域計画が策定されている地域
目標地図に位置付けられた者等であること
- ✓ 地域計画が未策定である地域
一定の要件を満たす、効率的・安定的な農業経営を目指している者 等

● 農地中間管理事業のポイント ●

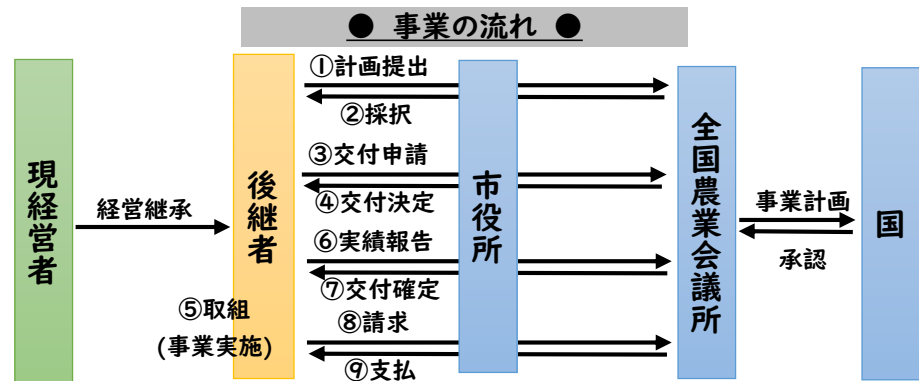
1. 長期的に安定した農地の借入れができる。
2. 農地の集約化により、効率的な農業経営につながる。
3. 賃借料は機構にまとめて支払うので支払い事務が一本化される。
4. 一定の要件を満たして未整備田や急傾斜地の農地を借り受けた場合、奨励金が交付される。

Ⅰ. 洲本市役所が受付窓口となる制度（就農者・就農希望者向けの制度）

受付時期：随時相談 国・市事業

Ⅰ-3. 経営継承・発展支援事業

地域農業の担い手の後継者（親子、第三者など）による経営発展計画に即した取組（経営の法人化、GAPの取得費用など）に対する補助。



- 主な助成要件 ●
- 1. 実質化された人・農地プランの中心経営体等から経営に関する主宰権の移譲を受けていること
 - 2. 経営発展計画を策定していること
 - 3. 後継者の名義で税務申告等を行っていること
 - 4. 青色申告者であること
 - 5. （家族農業経営の場合）家族経営協定を書面で締結していること

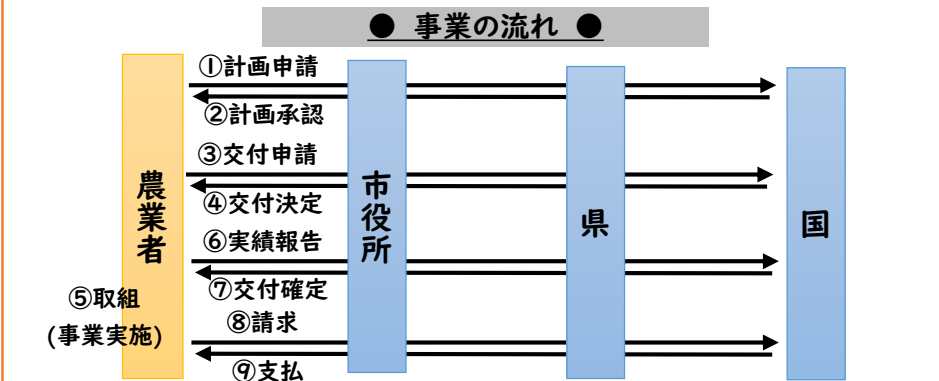
● 助成内容 ●

対象	助成額
専門家謝金、専門家族費、研修費、旅費、機械装置等費、広報費、展示会等出展費、開発・取得費・雑役務費、借料、設備処分費、委託費又は外注費	上限100万円

受付時期：随時相談 国事業

Ⅰ-4. 強い農業・担い手づくり総合支援交付金
（地域担い手育成支援タイプ・融資主体型補助事業）

農業者の経営基盤の確立や更なる発展に向けた農業用機械・施設の導入に対する補助。



- 主な助成要件 ●
- 1. ①実質化された人・農地プランが作成されている地域内かつ農業振興地域内、もしくは、②農地中間管理機構から貸借権等の設定等を受けた者が営農する範囲において行われる事業
 - 2. 実質化された人・農地プランの中心経営体（上記①②の場合は、農地中間管理機構から貸借権等の設定等を受けた者）
 - 3. 取組に要する経費について融資を受けるものであること
 - 4. 成果目標（必須目標＋事業関連取組目標）の水準を満たすこと

● 助成内容 ●

対象	助成額
農業用機械・施設（耐用年数5～20年）	融資残（事業費の3/10以内） 上限額は個人300万円

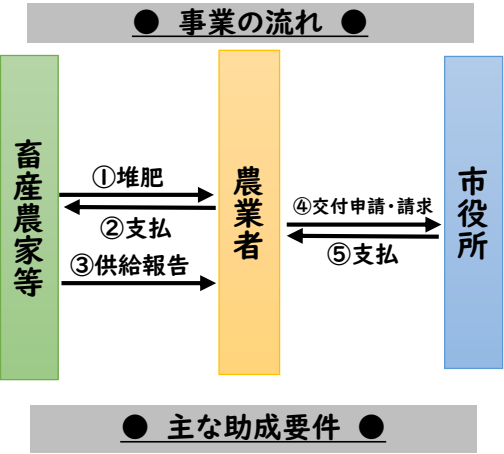
1. 洲本市役所が受付窓口となる制度（就農者・就農希望者向けの制度）

受付時期：随時相談

市独自事業

1-5. 堆肥流通助成事業

堆肥の購入者に対して、堆肥の購入料を支援。



1. 堆肥を購入する農業者

● 助成内容 ●

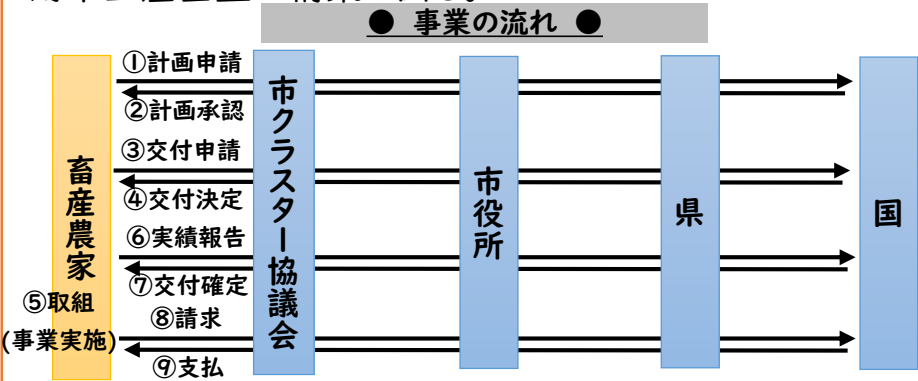
対象	助成額
①有機資源センターから購入する場合 散布 配達 引取	以下を上限額として1/2以内 2,200円/トン 1,500円/トン 1,000円/トン
②有機資源センター以外から購入する場合 散布 配達 引取	以下を上限額として1/2以内 1,200円/トン 650円/トン 250円/トン

受付時期：随時相談

国事業

1-6. 但馬牛生産基盤強化整備事業
（畜産クラスター事業のうち施設整備事業）

肉用牛経営の新規参入、規模拡大を推進することで、生産頭数の拡大、中核的な担い手の育成を図り、安定的な肉用牛生産基盤の構築を図る。



1. 洲本市畜産クラスター協議会が地域の中心的な経営体と位置付けた和牛繁殖農家
2. ①農事組合法人等の農地所有適格法人、もしくは、②株式会社又は持分会社であって農業を主たる事業として営むもの、等

● 助成内容 ●

主な対象施設	助成額※
肉用牛舎 堆肥舎 飼料原料保管施設 飼料調製施設	29千円/㎡（基準事業費）の1/2以内 45千円/㎡（基準事業費）の1/2以内 45千円/㎡（基準事業費）の1/2以内 50千円/㎡（基準事業費）の1/2以内

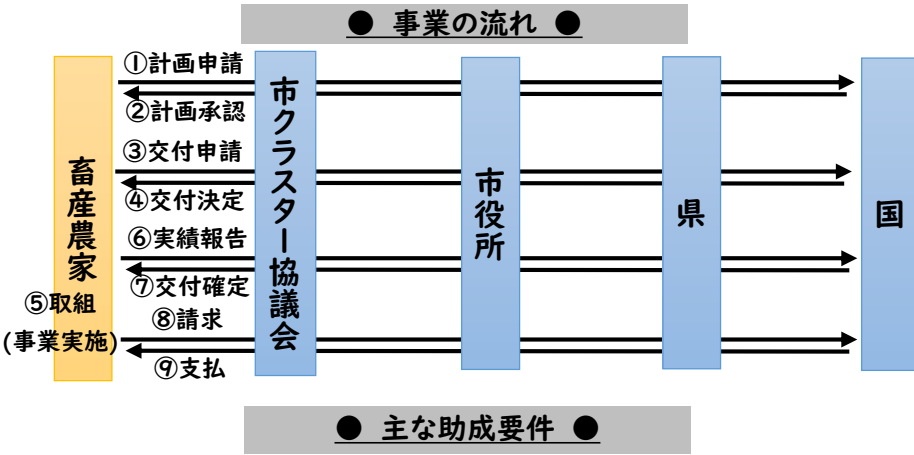
※施設本体の建設に必要な経費のうち、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料、実施設計費その他諸経費については、基準事業費の対象外となり、事業費の1/2以内が助成額となる。

1. 洲本市役所が受付窓口となる制度（就農者・就農希望者向けの制度）

受付時期：随時相談 国事業

1-7. 「ひょうごの酪農」生産基盤強化事業
（畜産クラスター事業のうち施設整備事業）

酪農経営を始めようとする者に対し、生産コストの削減、規模拡大のための牛舎等の施設整備を支援。



1. 洲本市畜産クラスター協議会が地域の中心的な経営体と位置付けた酪農家
2. ①農事組合法人等の農地所有適格法人、もしくは、②株式会社又は持分会社であって農業を主たる事業として営むもの、等

● 助成内容 ●

主な対象施設	助成額※
乳用牛舎	45千円/㎡（基準事業費）の1/2以内
堆肥舎	45千円/㎡（基準事業費）の1/2以内
飼料原料保管施設	45千円/㎡（基準事業費）の1/2以内
飼料調製施設	50千円/㎡（基準事業費）の1/2以内

※施設本体の建設に必要な経費のうち、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料、実施設計費その他諸経費については、基準事業費の対象外となり、事業費の1/2以内が助成額となる。

1. 洲本市役所が受付窓口となる制度（就農者・就農希望者向けの制度）

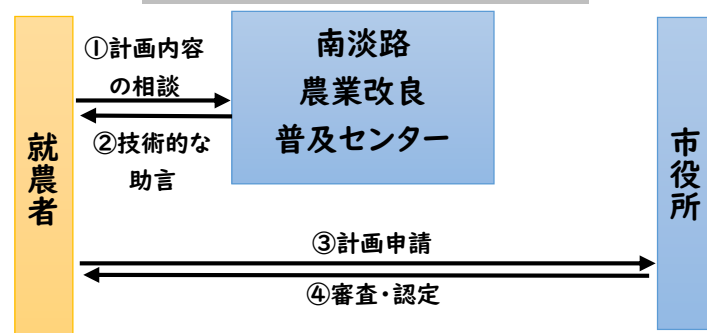
受付時期：随時相談（審査は8、3月頃）

国事業

1-8. 青年等就農計画制度

農業経営基盤強化促進法に位置づけられた制度で、新たに農業を始める者が作成する青年等就農計画が市の基本構想に照らして適切であり、その計画が、経営開始5年目に農業所得200万円以上となるなど達成する見込みが確実であること等を以て、市が「認定新規就農者」として認定する制度。その計画に沿って農業を営む認定新規就農者に対して重点的に支援措置を講じようとするもの。

● 事業の流れ ●



● 対象者の要件 ●

洲本市において新たに農業経営を営もうとする者で、以下のいずれかに当てはまる者。農業経営を開始して、一定の期間（5年間）を経過しない者を含みますが、認定農業者は含みません。

1. 青年（原則18歳以上、45歳未満）
2. 特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満）
3. 上記の者が役員の過半数を占める法人

● 認定新規就農者に対する主な支援措置 ●

1. 青年等就農資金（無利子融資）
2. 経営発展支援事業・経営開始資金
3. 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（融資主体補助型）
4. 担い手確保・経営強化支援事業
5. 経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策）
6. 農業者年金保険料の国庫補助（青色申告者に限る）等

2. 南淡路農業改良普及センターが受付窓口となる制度（就農者・就農希望者の受入側向けの制度）

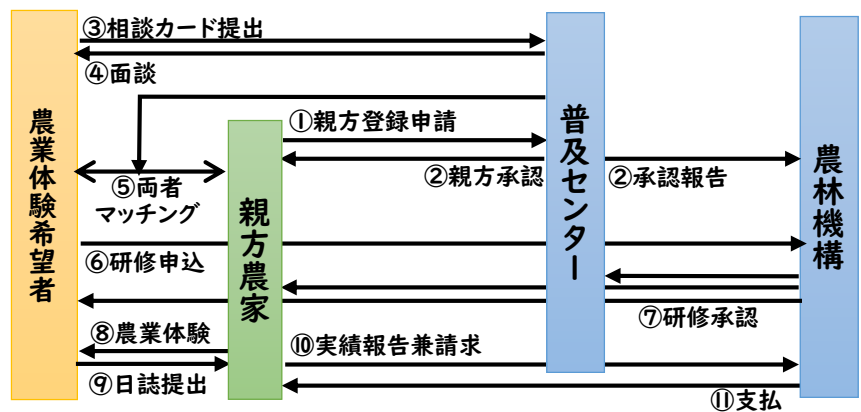
受付時期：4月～2月

ひょうご農林機構事業

2-1. ひょうごの農トライアル事業（農業インターンシップ研修）

農業という職業が自分のイメージと合っているか、農業に適性があるかなどを、体験を通じて確認する研修です。
農作業体験を通じて、「自分の手に負えるか」を確認し就農への是非を固め、マッチングにより理解者と支援者を得る機会となります。

● 事業の流れ ●



● 主な助成要件 ●

- 1. 親方農家は、事前に農業改良普及センターへの登録が必要
- 2. 親方農家は、農業経営士、女性農業士、青年農業士、認定農業者、地域定着プラン作成主体等に該当する者

● 助成内容 ●

対象	助成額
農業体験の受入	6千円／日（親方農家） （限度額は20日分） 半年以内に実施
宿泊費助成	2千円／日（研修生）

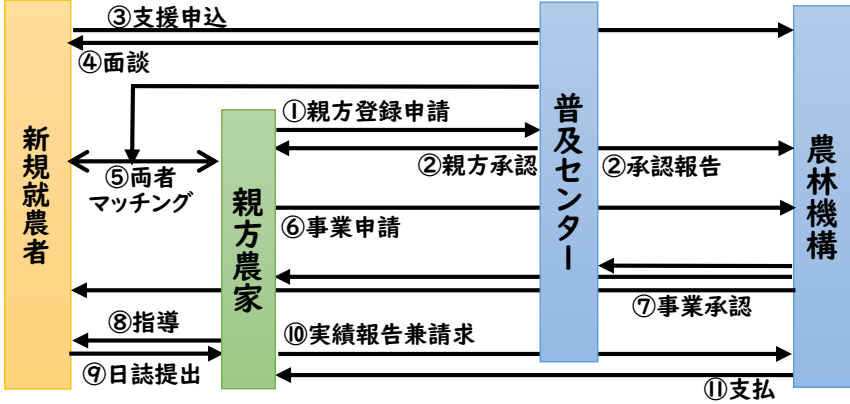
受付時期：4～12月頃

ひょうご農林機構事業

2-2. 地域の担い手応援定着事業（地域応援型）

新規就農者に対する指導・助言、その他新規就農者の課題解決のために必要な支援活動を行う親方農家に対して助成をする。

● 事業の流れ ●



● 主な助成要件 ●

- 1. 親方農家は、事前に農業改良普及センターへ登録が必要
- 2. 親方農家は、農業経営士、女性農業士、青年農業士、認定農業者、地域定着プラン作成主体等に該当する者
- 3. 親方農家が支援をする新規就農者は、就農から5年以内の者
- 4. 年間150時間以上の支援活動を行うこと

● 助成内容 ●

対象	助成額
栽培技術、経営、販路確保に係る指導・助言、地域への溶け込み、好条件の農地探しの手伝い等の支援活動	25万円

3. 日本政策金融公庫が受付窓口となる制度（就農者・就農希望者向けの制度）

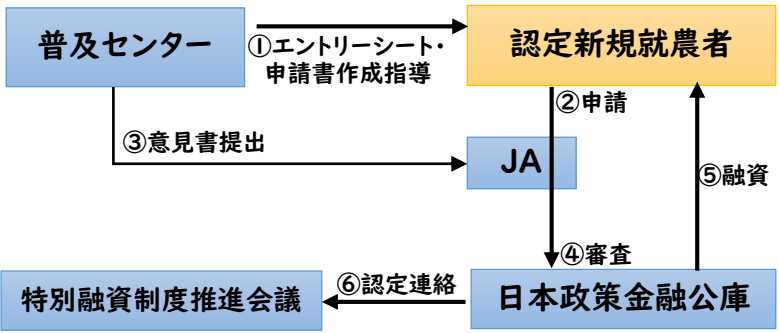
受付時期：随時相談

日本政策金融公庫事業

3-1. 青年等就農資金

青年等就農計画に即して農業経営を開始するための機械・施設の購入等に必要な資金を、無担保・無保証・無利子で融資する。

● 事業の流れ ●



● 対象者 ●

認定新規就農者（市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人）

● 主な融資条件 ●

返済期間	17年以内（うち据置期間5年以内）
融資限度額	3,700万円
利率	借入の全期間にわたり無利子
担保	原則として、融資対象物件のみ
保証人	原則として個人の場合は不要 （法人の場合で必要な場合は、代表者のみ）

▼詳細・問合せはコチラ▼
日本政策金融公庫



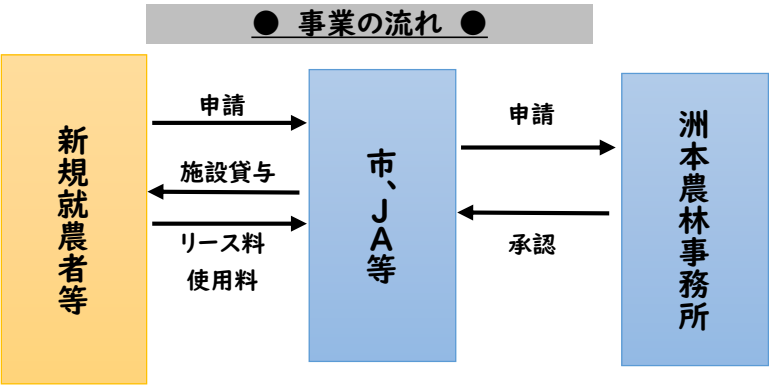
4. 洲本農林水産振興事務所が受付窓口となる制度（就農者・就農希望者向けの制度）

受付時期：随時相談

国事業

4-1. 農業施設貸与事業

園芸用ハウスや農業用機械等のリース料に対する補助。



● 主な助成要件 ●

- 1. 新規就農者、定年帰農者（50歳から70歳未満）であること
- 2. 露地野菜用機械の場合は、「地域就農・定着応援プラン」の作成が必要

● 助成内容 ●

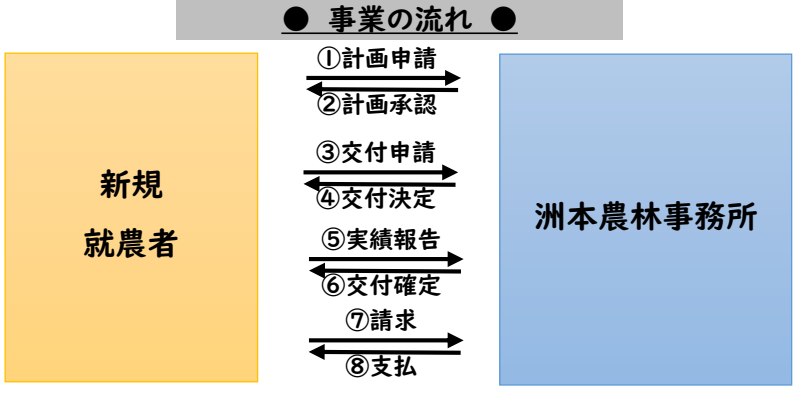
対象	助成額
園芸用ハウス、農業機械のリース料	補助上限額(補助率) 園芸用ハウス 新規就農者 2,500万円(1/2) 定年帰農者 300万円(1/3) 農業機械(露地野菜) 新規就農者・定年帰農者 100万円(1/3)

受付時期：随時相談

県独自事業

4-2. 田舎暮らし農園施設整備支援事業

遊休農地を活用して営農を行う者に対し、必要な施設整備費や空き家改修費等を補助する。



● 主な助成要件 ●

- 1. 遊休農地等の所有権または使用収益権を取得すること
- 2. 遊休農地等とは、権利取得時点で「1年以上耕作されていない農地」または「離農などにより遊休化の恐れのある農地」であること
- 3. 過去に権利を取得した遊休農地等は、申請日の5年以内に取得した者を対象とする

● 助成内容 ●

対象	対象経費	助成額
遊休農地等を家庭菜園や営農・体験農園等に活用する場合の農地や施設整備費用	150万円以上 100～150万円 50～100万円 20～50万円	75万円 50万円 25万円 10万円

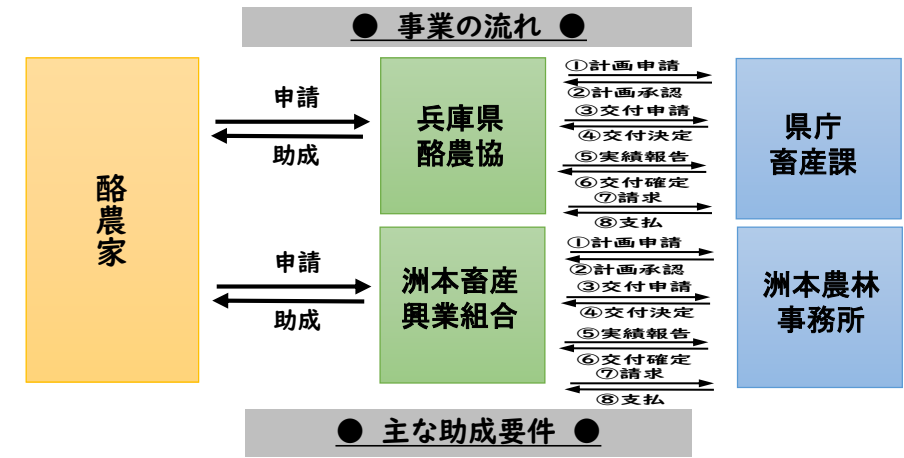
4. 洲本農林水産振興事務所が受付窓口となる制度（就農者・就農希望者向けの制度）

受付時期：随時相談

県独自事業

4-3. 「ひょうごの酪農」生産力アップ推進事業

優良乳用牛の導入や雌判別精液・受精卵の活用、個体能力検定システムの加入率向上への取組を推進する



1. 酪農農業協同組合等の組合員となる酪農家

● 助成内容 ●

対象	助成額
優良乳用牛の導入や雌判別精液・受精卵の活用、個体能力検定システムの加入	優良乳用牛導入 定額(25千円／頭) 雌判別精液 定額(2千円／本) 受精卵 定額(10千円／個) 個体能力システムの活用 定額

5. ひょうご農林機構が受付窓口となる制度（就農者・就農希望者向けの制度）

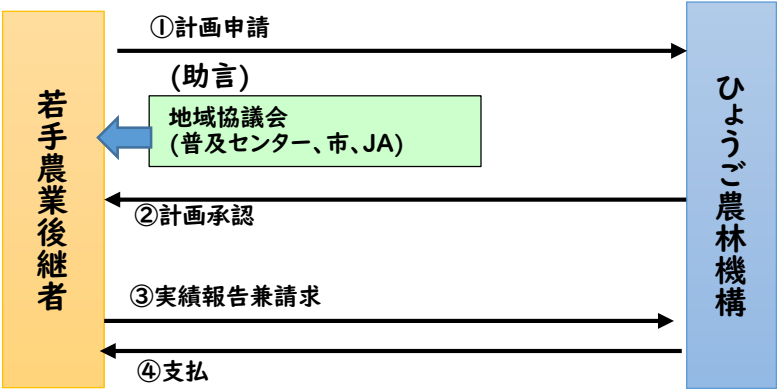
受付時期：11～1月頃

ひょうご農林機構事業

5-1. 若手農業後継者経営安定化促進支援

若手農業後継者に対し、経営の規模拡大や生産性の向上等に必要な整備を助成する。

● 事業の流れ ●



● 主な助成要件 ●

- 1. 地域の農業青年クラブ等に積極的に参画するなど、地域活動を実践している者であること
- 2. 申請時の年齢が50歳未満の認定農業者であること

● 助成内容 ●

対象	助成額
経営の安定化や規模拡大、生産性の向上等、農業経営の発展に必要な農業用機械・施設等 (園芸施設(パイプハウス等)、農業用機械(中古可)、農業用トラック(本体のみ)、果樹の改植・新植に要する経費、家畜の購入や増頭に要する経費)	以下を上限として1/2 100万円

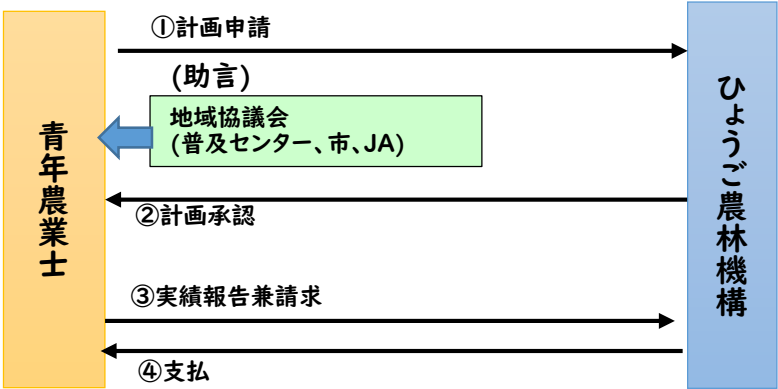
受付時期：11～1月頃

ひょうご農林機構事業

5-2. 青年農業士経営発展支援

青年農業士に対し、規模拡大や生産性の向上等に必要な整備を助成する。

● 事業の流れ ●



● 主な助成要件 ●

- 1. 兵庫県青年農業士であること

● 助成内容 ●

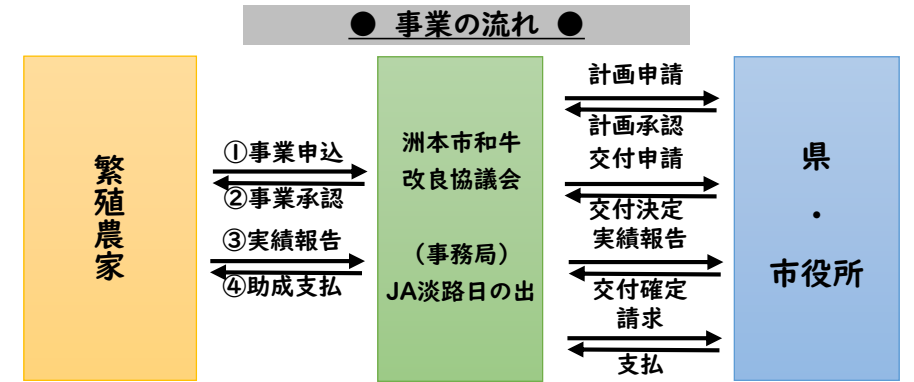
対象	助成額
経営の安定化や規模拡大、生産性の向上等、農業経営の発展に必要な農業用機械・施設等 (園芸施設(パイプハウス等)、農業用機械(中古可)、農業用トラック(本体のみ)、果樹の改植・新植に要する経費、家畜の購入や増頭に要する経費)	以下を上限として1/2 300万円

6. JA淡路日の出が受付窓口となる制度（就農者・就農希望者向けの制度）

受付時期：随時相談 県・市事業

6-1. 但馬牛繁殖経営安定対策事業

繁殖用の雌子牛の導入または自家保留に対して助成をする。



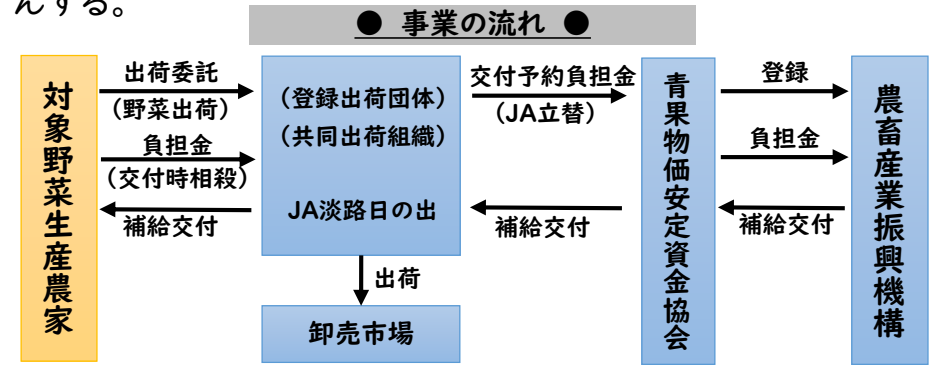
● 助成内容 ●

対象	助成額
繁殖用の雌子牛の導入または自家保留	8万円／頭 (県：4万円、洲本市：4万円)

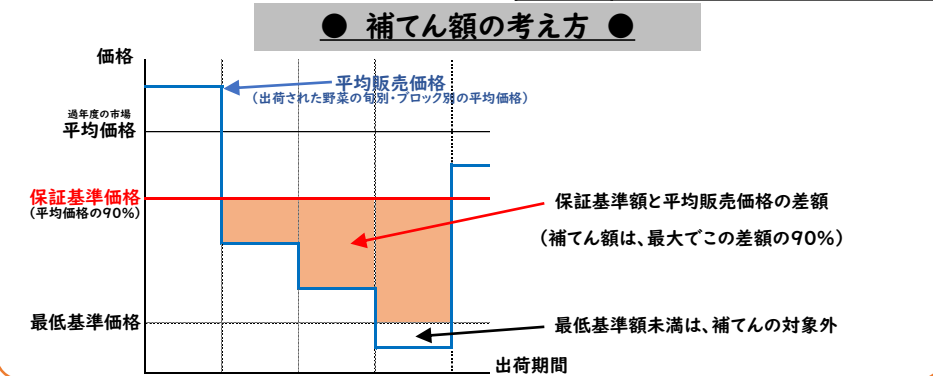
受付時期：随時相談 国・県・国助成事業

6-2. 野菜価格安定対策事業

生産者、県、国が積み立てた資金を財源として、販売した野菜の平均販売価格が平均価格の90%（保証基準額）を下回った場合、保証基準額と平均販売価格の差額を補てんする。



事業	対象野菜
国	たまねぎ・レタス・はくさい
県	キャベツ・ピーマン・レタス・はくさい・ねぎ
国助成	いちご・ブロッコリー



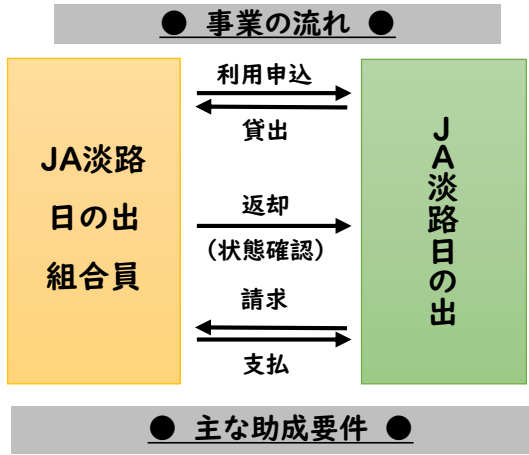
6. JA淡路日の出が受付窓口となる制度（就農者・就農希望者向けの制度）

受付時期：随時相談

JA独自事業

6-3. 農機レンタル

タマネギ、野菜、ほ場管理用機械のレンタルをする。



1. 淡路日の出農業協同組合の組合員

● 主なレンタル農機 ●

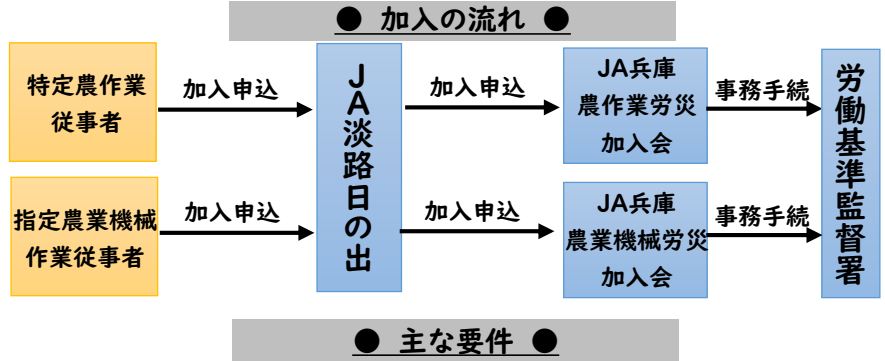
対象	機種	対象	機種
たまねぎ	収穫機（掘取機）	野菜 農地保全	全自動移植機 （128・200セルトレイ）
	ピッカー（拾取機）		肥料散布機 （コンボキャスター）
	半自動定植機 （2条）		自走式草刈機 （ハンマーナイフモアー）
	全自動定植機 （みのる 4条・2条）		乗用式水田溝切機

受付時期：随時相談

JA申込受付

6-4. 労災保険特別加入

労働者の負傷、疾病、傷害、死亡等に対して保険給付を行う。本来は加入義務のない農業者も、一定要件を満たせば特別加入が任意でできる。



自営農業者（兼業含む）であって、次のいずれかに該当する者

1. 特定農作業従事者
農産物の年間総販売額が300万円以上または経営耕地面積2ha以上の規模があり、次に示す農作業に従事している者
①トラクター等の農業機械を使用する作業、②2m以上の高所での作業、③サイロ等の酸欠危険のある作業、④農薬散布、⑤牛・馬・豚に接触する作業
2. 指定農業機械作業従事者
次に示す機会を使用し農作業を行う者
①動力耕運機その他の農業用トラクタ、②動力溝堀機、③自走式田植機、④自走式防除用機、⑤自走式動力刈取機、自走式収穫用機械、⑥トラック、自走式運搬用機械、⑦動力脱穀機や動力草刈機などの定置式または携帯式機械、⑧無人航空機

● 補償内容 ●

種類	農作業事故発生時の補償内容
療養補償給付・療養給付 休業補償給付・休業給付 障害補償給付・障害給付 遺族補償給付・遺族給付 葬祭料・葬祭給付 傷病補償年金・傷病年金	必要な治療が無料で受けられる。 4日以上休業の場合、1日につき給付基礎日額の80%相当額の支給。 障害の程度に応じた年金または一時金の支給。 遺族人数に応じた遺族年金または遺族一時金の支給。 死亡した方の葬儀を行う場合、給付基礎日額に応じた額の支給 1年半以上経過して治らない場合、障害の程度に応じた額の支給

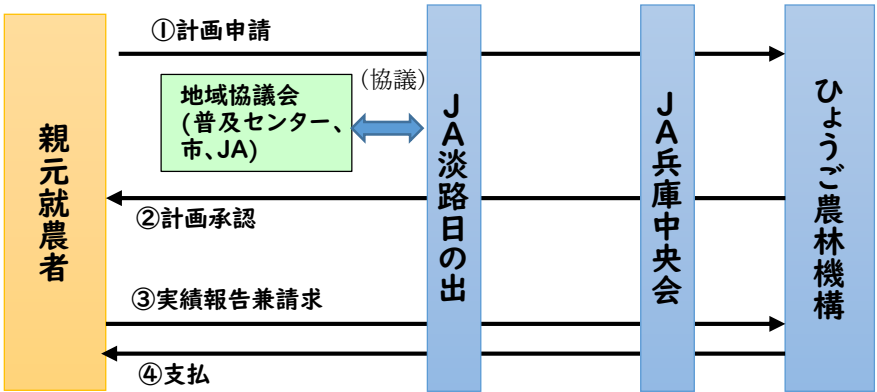
6. JA淡路日の出が受付窓口となる制度（就農者・就農希望者向けの制度）

受付時期：随時相談 ひょうご農林機構事業

6-5. 親元新規就農早期経営安定支援

親元就農をした新規就農者に対し、機械・施設・資材等の導入を助成する。

● 事業の流れ ●



● 主な助成要件 ●

- 1. 5年以内に親元就農をした認定新規就農者または認定農業者であること
- 2. 就農時の年齢が50歳未満
- 3. 経営開始資金(国の事業)を受給していない者

● 助成内容 ●

対象	助成額
経営の安定化や規模拡大、生産性の向上等、農業経営の発展に必要な農業用機械・施設等 (園芸施設(パイプハウス等)、農業用機械(中古可)、農業用トラック(本体のみ)、果樹の改植・新植に要する経費、家畜の購入や増頭に要する経費)	以下を上限として1/2 補助額上限 150万円

受付時期：随時相談 JA独自事業

6-6. 農産物直売

農産物直売所「御食菜采(みけつさいさい)館 洲本店」において、農産物を委託販売する。

● 主な出荷要件 ●

- 1. 淡路日の出農業協同組合農産物直売所出荷部会の会員であること
- 2. JA淡路日の出の組合員またはその家族および法人、または淡路島内において農産物を生産している個人及び法人

● 出荷の流れ ●

- 1. 商品の搬入については、原則として会員自らが午前7時30分から午前8時30分までに行う
- 2. 出荷物(売れ残り商品)は、出荷者自らが出荷したその日のうちに引取る
- 3. 会員が出荷した商品の品質管理については、会員の自己責任とする

● 店舗概要 ●

【所在地】
洲本市本町2-3-19
洲本市役所東横
【定休日】
毎週水曜日・年末年始
【営業時間】
午前9時～午後6時
【駐車場】
24台

▼店舗詳細はコチラ▼

